

令和4年度湖西市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、市が障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を定めるものである。

2 適用機関

この方針は、湖西市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象物品等

種別	調達品目	調達目標	R3実績
物品	特に限定することなく調達に努める。	令和3年度実績以上	10千円
役務			3,800千円

5 障害者就労施設等からの物品等の情報提供

障害者就労施設等が供給可能な物品等について、施設等からの情報をもとに各部署に情報提供するものとする。

6 調達実績の公表、報告

調達方針に基づく物品等の調達については、当該年度終了後実績を取りまとめ、公表する。